

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
厚生労働大臣 塩崎恭久 様  
総務大臣 高市早苗 様

2015年7月29日

## マイナンバー改正法案廃案 制度施行中止を求める緊急要請

京都府保険医協会  
理事長 垣田さち子

### 【要請項目】

1. 社会保障・税番号制度（マイナンバー）について、行政機関等が行政運営の効率化等のために用いる（第一条・目的規定）との範囲を超える活用法の検討を中止すること。
2. 産業競争力会議（5月29日・課題別会合）が示した「医療等分野のICT化」策における「電子カルテ」への付番をはじめ、2017年7月以降に導入が目指されている「医療ID（仮称）」とマイナンバー制度のインフラを活用（紐付）した医療分野のデータ利活用策は、絶対に行わないこと。
3. 国会審議中の「マイナンバー法改正法案」では、「保健事業（メタボ健診）」=特定健康診査等を新たに利用範囲に加えることが提案されている。特定健康診査にかかる情報は、既にデータ分析され保険者の保健事業に活用されている。しかしこれは本来、機微性の高い医療情報である。他の情報と共にマイナンバーに加えることにより、民間ヘルスケア産業の推進に利活用される危惧があり、将来の社会保障個人会計制度との関連も無視できない。同改正法案を廃案とすること。
4. 今般の年金情報漏洩を受け、国の情報管理への信頼は失墜した。マイナンバー法の施行を中止すること。

### 【要請理由】

#### (1) 忘れられた「給付付き税額控除」が象徴するマイナンバーの本質

本年（2015年）10月、国民一人ひとりに個人番号が通知される。

マイナンバー制度は小泉内閣時代、歴代政権の悲願である「社会保障番号」として、「骨太方針2001」に書き込まれた。後に民主党政権がこれを本格検討し、12年2月に法案提出に漕ぎ着けたが衆院解散で廃案。安倍政権はカードの送付による個人番号の通知等の修正を加え、13年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（番号法案）として同法を成立させた。民主党政権は、マイナンバー制度は「真に支援の必要な人を政府が的確に把握し、その人に合った必要な支援を適時・適切に提供する」ために必要と訴え、具体的活用例として、消費税増税を見越した低所得者対策である「給付付き税額控除」導入を打ち出していた。

しかし、これは政権交代に伴い、忘れられた政策となっている。

この事実は、マイナンバー制度のねらいが「真に支援の必要な人」への支援ではないことを示している。

## (2) 社会保障個人会計システムのねらいと医療情報の利活用

マイナンバー制度創設のねらいは、大きく2つあると考えられる。

1つは、国が個人情報を一元的に把握・管理することで、自らの政策に役立てることである。医療・社会保障分野での「社会保障個人会計」システム構築はその究極の姿であろう。最終的には、税や保険料負担に見合った給付、健康に向けた自己努力（特定健診受診の有無や健診結果）に見合った給付といった形で、負担や努力に応じた個別のサービス供給を可能にし、財政抑制を図ることが目指されている。

今国会提出のマイナンバー改正法案は、医療等分野での利用拡充策として、「被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を引き継ぐ」ことを可能とするが、これはその一端とみなければならない。

そもそも、マイナンバー法成立時点で、医療情報は機微性が高いことを理由に対象外とされ、「医療 ID（仮称）」は別枠みで検討されてきた。この経過を無視した改正法案である。さらに、国は医療 ID を「マイナンバーのインフラを活用」＝紐付けする方向で検討しており、結局はマイナンバーと連動させるのは、理屈が通っていない。

厚生労働省は「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ」（14年12月10日）で、「マイナンバーのインフラを活用して」医療分野の情報を集約し、患者情報の共有化で医療介護連携を進めて地域包括ケアを実現することや、研究開発に向けた「コホート研究」等での活用も打ち出した。これに便乗する形で、産業競争力会議は電子カルテへの付番、民間ヘルスケアビジネスによるデータ利活用を検討している。内閣府大臣官房番号制度担当室の逐条解説には、「行政手続き以外の事務処理にも活用されることが望ましい」とあるが、現在、国の立場が医療費抑制・産業化推進である以上、その活用法は無限に拡大しうる危険性がある。

## (3) 個人の消費行動・生活スタイルにかかる情報をまるごと利潤追求に使っていいのか

2つめは、国が把握・管理する個人情報を活用し、経済成長の道具にすることである。これも百花繚乱の提案が飛び交っており、「世界最先端IT国家創造宣言」（15年6月30日閣議決定）は、「マイナンバー法施行でIT利活用基盤は整備されつつあり」、「ビッグデータを利活用した新たなビジネスモデルの構築」を打ち出した。また「IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ」（14年5月20日）は、健康保険証・印鑑登録に加え、キャッシュカード・クレジットカード等との一体化も提案した。官民を超え、あらゆる個人情報をICチップに埋め込み、個人の消費行動・生活スタイルさえ利潤追求に活用する願望が明白に顕れている。

昨今、年金情報漏洩の失態を受け、マイナンバーを不安視する声が高まっている。それは重大な問題であるが、それ以前に、国が個人情報をすべて把握・管理し、国の政策を実現する道具にすること自体が本当に許されることなのか？ あらためてそれが問われている。

以上のことから、私たちは当面の措置として、国に対し、要請項目1～4を緊急に求める。

以上